

百歳おめでとございます!

2月9日(月)に100歳を迎えられた阿部サヨ子さんへ、長寿のお祝い状と副賞を贈呈しました。

いつまでもお元気にお過ごしください。



大募集

参加費無料

かわごえパワーステーション

「一生歩ける足腰」をつくりたい!
そんな方を応援する教室です。

- 日 程** 毎月第2・第4火曜日
4月14日(火)スタート
- 場 所** いきいきセンター2階 大研修室
- 時 間** ①9:40～10:40 ②10:50～11:50
- 講 師** 健康運動指導士
- 対象年齢** おおむね65歳以上
- 持 ち 物** お茶か水、タオル

※動きやすい服装と靴でお越しください。

申込・問合せ先(見学予約)

健康推進課 TEL365・1399



4月からの手当額改定のお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当等

| ■児童扶養手当(全部支給) | 改定前 | 改定後 | ■特別児童扶養手当 | 改定前 | 改定後 |
|---------------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| 第1子 | 46,690円 | 48,050円 | 1級の場合 | 56,800円 | 58,450円 |
| 第2子以降加算額 | 11,030円 | 11,350円 | 2級の場合 | 37,830円 | 38,930円 |
| | | | ■障害児福祉手当 | 16,100円 | 16,560円 |
| | | | ■特別障害者手当 | 29,590円 | 30,450円 |

※現在交付されている手当証書には改定前の金額が記載されています。

問合せ先 児童扶養手当:子ども家庭課 TEL366・7130

特別児童扶養手当:福祉課 TEL366・7116

一人親家庭児童高等学校等通学費援護金



町では児童の向学心の高揚と福祉の増進を図ることを目的として、一人親家庭児童が通学のために利用している交通機関の運賃の一部助成を行っています。

対象者

母子または父子がともに町内に住所を有し、通学のため交通機関を利用して運賃を負担している通学者。ただし通学者が児童福祉法の規定による児童福祉施設に入所している場合は除きます。

※通学者とは、学校教育法に規定する高等学校、専修学校、各種学校、職業訓練校に通学する児童

支給額

通学に要する運賃相当額(1か月の通学定期券の額 上限5,500円)

申請手続き

4月30日(木)までに申請書を子ども家庭課に提出してください。申請書には学校長の通学証明が必要です。申請書は、子ども家庭課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

※5月以降の申請も受付しますが、認定された場合は申請があった月からの支給となります。

※現在、支給を受けている新2・3年生の保護者には、更新手続のお知らせを送付していますので忘れずに申請書を提出してください。

問合せ先 子ども家庭課 TEL366・7130

国民健康保険税率の改定

4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。少子化対策の財源を確保するため、全世代・全経済主体で子育て世帯を支える新しい仕組みです。みなさんが加入する医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療、被用者保険等)の保険料(税)とあわせてご負担いただきます。

この支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など子育て支援の取組に充てられます。

国民健康保険財政を安定的に運営し、保険料の算定方式を県内で統一するため、令和8年度の保険税率を以下のとおり改定します。また、年間の課税限度額について、地方税法の改正に伴い、引き上げを行います。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

| 令和8年度の新しい保険税率 | 医療分 国保に加入するすべての方 | | 後期高齢者支援分 国保に加入するすべての方 | | 介護納付金分 国保に加入する40歳以上65歳未満の方 | | 子ども・子育て支援分 国保に加入するすべての方 |
|-----------------|---------------------|----------|--------------------------|----------|-------------------------------|----------|----------------------------|
| | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 改定前 | 改定後 | 新制度 |
| 所得割額 所得に対して | 7.74% | 7.08% | 3.5% | 3.01% | 2.28% | 2.40% | 0.26% |
| 資産割額 固定資産税に対して | 6.2% | 0% | 2.43% | 0% | 2.25% | 0% | 0% |
| 均等割額 1人当たり | 28,680円 | 29,000円 | 11,400円 | 12,000円 | 10,680円 | 12,300円 | 1,000円 |
| 平等割額 1世帯当たり | 20,400円 | 20,400円 | 8,160円 | 8,160円 | 4,800円 | 5,900円 | 700円 |
| 18歳以上均等割額 1人当たり | | | | | | | 137円 |
| 課税限度額 | 660,000円 | 670,000円 | 260,000円 | 260,000円 | 170,000円 | 170,000円 | 30,000円 |

問合せ先 町民保険課 TEL366・7115

固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」・「課税台帳の閲覧」

縦覧帳簿の縦覧

納税者が町内全域の土地、家屋の価格を縦覧できる制度です。縦覧することで固定資産が適正に評価されているか確認することができます。

縦覧できるもの

土地・家屋の価格等縦覧帳簿(土地・家屋の所在地、価格)

縦覧できる方

町の土地・家屋の固定資産税の納税者本人および同一世帯の親族、代理人(委任状が必要)

期間

4月1日(水)～30日(木)まで(土・日曜日、祝日を除く)

午前9時～午後4時30分

必要書類

本人確認書類(マイナンバーカード等)

問合せ先 税務課 TEL366・7114

課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳は年間を通じて本人が所有する固定資産に係る内容を閲覧できますが、縦覧期間中は無料で閲覧することができます。

また、借地・借家人も契約書等を持参すれば、対象となる物件について閲覧できます。ただし、閲覧手数料として200円が必要です。

閲覧できるもの

固定資産課税台帳(土地・家屋の所在地、価格、課税標準額、年税額等)

閲覧できる方

町の固定資産税の納税義務者本人および同一世帯の親族、代理人(委任状が必要)

借地人・借家人等(契約書等の権利関係を示す書類が必要)

必要書類

本人確認書類(マイナンバーカード等)

※名寄帳の郵送請求については、課税台帳の閲覧に当たりませんので、交付手数料が必要です。